

地方法人特別税Q & A

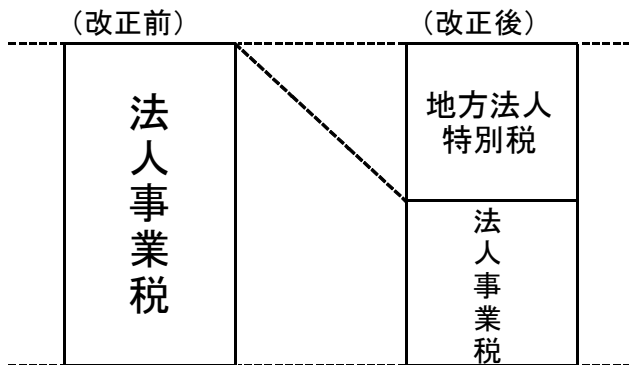
Q1) 地方法人特別税とはどのようなものですか？

A1) 平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の税率を引き下げた上で、新たに国税である地方法人特別税が創設され、それに相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されることとなりました。

Q2) 地方法人特別税創設により、法人は増税になるのですか？

A2) 法人事業税の税率を引き下げ、その引き下げた部分を地方法人特別税としているため、法人事業税と地方法人特別税を合わせた税額は、原則的に今まで以上に増えることはありません。(下記イメージ図参照)

(イメージ図)



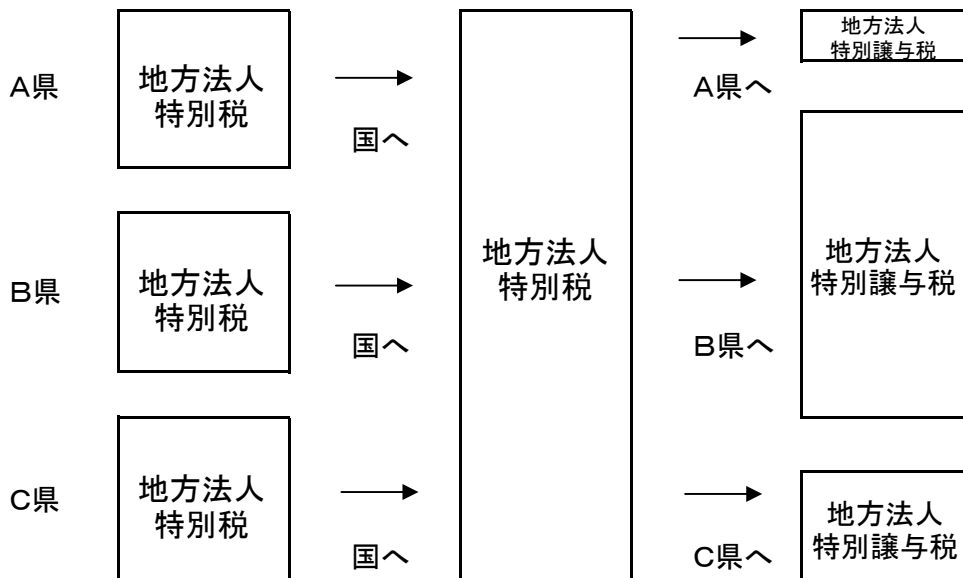
Q3) 納付した地方法人特別税はどうなりますか？

A3) みなさんに納付いただいた地方法人特別税は国に払込みます。

国は都道府県から集めた地方法人特別税を、地方法人特別譲与税として各都道府県へ分配します。

譲与額の1/2を人口で、残りの1/2を従業者数で各都道府県へ配分されます。

(イメージ図)



Q4) 地方法人特別税の適用時期は？

A4) 平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散(合併による解散を除く)による清算所得に対して課せられる法人事業税にあわせて適用になります。

Q5) 地方法人特別税の税率は？

A5) 下記のとおりです。

外形標準課税対象法人の基準法人所得割額 …… 148%

外形標準課税の対象とならない法人の基準法人所得割額 …… 81%

収入金額課税法人の基準法人収入割額 …… 81%

(基準法人所得割額、基準法人収入割額とは、概ね法人事業税の所得割額、収入割額のことです。)

Q6) 地方法人特別税導入により引き下げられた法人事業税率は？

A6) 下記のとおりです。

[外形標準課税対象法人]

所得割の区分	改正前税率	改正後税率
所得のうち年400万円以下	3.8%	1.5%
所得のうち年400万円を超え年800万円以下	5.5%	2.2%
所得のうち年800万円超及び清算所得	7.2%	2.9%
軽減税率不適用法人	7.2%	2.9%

※付加価値割(0.48%)、資本割(0.2%)については今までどおりです。

※軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県において事務所又は事業所を有し、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

[外形標準課税の対象とならない法人]

法人の区分		改正前税率	改正後税率	
収入金額課税法人		1.3%	0.7%	
所得金額課税法人	特別法人以外	所得のうち年400万円以下	5.0%	2.7%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下	7.3%	4.0%
		所得のうち年800万円超及び清算所得	9.6%	5.3%
		軽減税率不適用法人	9.6%	5.3%
	特別法人	所得のうち年400万円以下	5.0%	2.7%
		所得のうち年400万円超及び清算所得	6.6%	3.6%
		軽減税率不適用法人	6.6%	3.6%

Q7) 地方法人特別税が課税されるのはどのような法人ですか？

A7) 法人事業税を申告納付する義務のある法人は、地方法人特別税についても申告納付する義務があります。

Q8) 地方法人特別税の予定申告はどのようにするのですか？

A8) 前年税額の6/12が予定申告税額ですが、平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度は前年度の地方法人特別税額がないため、特別な計算を行います。詳細は下記のとおりです。

・地方法人特別税適用初年度の予定申告

法人事業税	前事業年度の法人事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 3.3
地方法人特別税	前事業年度の法人事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 2.7

申告書の記載方法

<7号様式抜粋>

平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日までの事業年度又は連結事業年度分		道府県民税 地方法人特別税	前事業年度又は前連結年度の法人税割額 ③の金額
前事業年度の事業税額 (③の金額)	⑦	円	0.00
所得割額 (⑧×前事業年度の月数)	⑧	円	0.00
付加価値割額 (⑩×前事業年度の月数)	⑩	円	0.00
資本割額 (⑪×前事業年度の月数)	⑪	円	0.00
収入割額 (⑫×前事業年度の月数)	⑫	円	0.00
前事業年度の地方法人特別税額 (⑬)	⑬	円	0.00
地方法人特別税額 (⑭×前事業年度の月数)	⑭	円	0.00
予定申告税額 (⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑲	円	0.00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	⑳	円	0.00
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額	㉑	円	0.00

様式には6と記載されていますが、初年度は3.3と読み替えて計算してください。

様式には6と記載されていますが、初年度は2.7と読み替えて計算してください。

様式には⑲と記載されていますが、初年度は①と読み替えて計算してください。

・2年度目以降の予定申告

法人事業税	前事業年度の法人事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6
地方法人特別税	前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6

Q9) 地方法人特別税適用初年度の予定申告において外形標準課税対象法人の前事業年度の法人事業税が付加価値割のみの場合は？

A9) 法人事業税の所得割又は収入割に課税されていなくても、前事業年度の法人事業税の2.7/12を申告納付する必要があります。

Q10) 地方法人特別税の確定申告はどのようにするのですか？

A10) 確定申告及び仮決算による中間申告は下記記載例を参考にして下さい。

<新6号様式記載例> (外形標準課税対象外の法人の例)

事業税 (Business Tax) Table:

概要	課税標準	税率(%)	税額
所得金額総額 ㉓	100000000		
年400万円以下の金額 ㉔	4000000	2.7	108000
年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉕	4000000	4	160000
年800万円を超える金額 ㉖	92000000	5.3	4876000
計 ㉗	100000000		5144000
軽減税率不適用法人の金額 ㉘	000		00

地方法人特別税 (Local Corporation Special Tax) Table:

概要	課税標準	税率(%)	税額
所得割に係る地方法人特別税額 ㉙	5144000	81	4166600
収入割に係る地方法人特別税額 ㉚	00		00
合計地方法人特別税額 (㉙+㉚) ㉛			00
仮差控算に基づく地方法人特別税額の控除額 ㉜			00
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ㉝			00
㉚のうち見込納付額 ㉞			00

Q11) 地方法人特別税は法人税の所得計算上、損金算入できますか？

A11) 法人税の所得の計算上損金の額に算入しないものは、法人税法第38条に列挙されていますが、地方法人特別税はこれに含まれていないことから損金の額に算入します。

具体的には、法人税申告書別表五(二)「租税公課の納付状況等に関する明細書」の「事業税」欄に特別税との合算額を記載することとされています。